生命共済制度 新型コロナウイルス感染症と診断された場合の 「独自給付制度 病気入院見舞金」について (お知らせ)

これまで本所生命共済制度の「独自給付制度 病気入院見舞金」では、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設や自宅で 5 日以上療養されたケースにつきましては、重症化リスクの高い方に限り、療養証明書等のご提出に基づき、病気入院見舞金をお支払いさせていただいておりました。

このたび政府の方針により、令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に分類移行されたことから、本独自給付制度の病気入院見舞金の給付対象を下記のとおり変更いたしますので、何卒ご理解いただきますようお願い申しあげます。

【新型コロナウイルス感染症と診断された場合の病気入院見舞金の給付対象】

令和4年	令和4年9月26日(月)から	令和5年
9月25日(日)まで	令和5年5月7日(日)まで	5月8日(月)以降
《5日以上》 (1) 入院された方 (2) 宿泊施設や自宅で療養 された方	《5日以上》 (1) 入院された方 (2) 宿泊施設や自宅で療養 された方 ※下記重症化リスクの高い 方に限る ①65歳以上の方 ②重症化リスクがあり、 新型コロナ治療薬の投与 または新型コロナ罹患に より酸素投与が必要な方 ③妊娠中の方	《5日以上》 (1)入院された方

お問い合わせ 広島商工会議所 共済制度推進室 電話 0 8 2 - 2 2 2 - 6 6 9 3